

障害者差別解消法が改正に

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

○我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めるなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

○令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

～できなくて困っています

～だと助かります

社会的バリアを取り除くための申出



建設的対話

～することでいかがでしょうか



障害のある人と事業者等が話し合って、共に対応策を検討

（対応の例）筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

～お手伝いしましょう！

合理的配慮の提供

し
知る



障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



し
調べる

障害者差別解消に関する
事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口に寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



障害者白書
(毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



障害者白書
(毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



内閣府
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付
障害者施策担当
電話 03-5253-2111（代表）

確認しよう、最低賃金！

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。



岡山県 最低賃金



932 円



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
岡山労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



岡山労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ



賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

2 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{1\text{日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

3 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{1\text{か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を助成

業務改善助成金
コールセンター

0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



1 支給の要件



事業場内最低賃金の引上げ



引上げ後の賃金額の支払い



生産性向上に資する機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



助成金支給までの流れ



交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援センター▶ 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援資金▶ 検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(R5.9)

2024年4月から

労働条件明示のルール

が
変
わ
り
ま
す

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と
有期労働契約の更新時

▶ 1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の
締結時と更新時

▶ 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する
場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

無期転換ルール※に基づく
無期転換申込権が発生する
契約の更新時

▶ 3. 無期転換申込機会

▶ 4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態
に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約
労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示

【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」^{※1}についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示

【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明

【雇止め告示^{※2}の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示

【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと^{※3}に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示

【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと^{※3}に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明

【雇止め告示^{※2}の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項^{※4}(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト (①)
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト (②)
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 (③)

①

②

③



(2023年10月)

介護現場の安全 + SAFE通信

2023.12

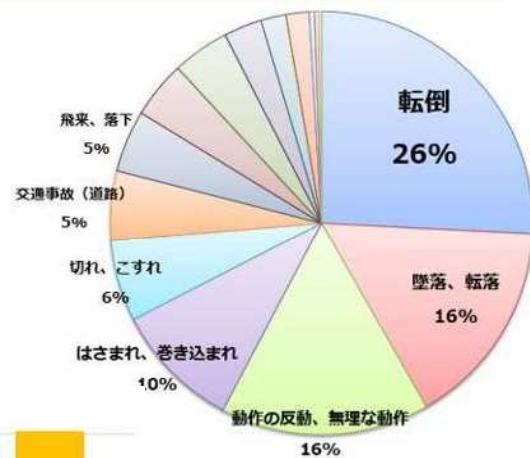
岡山県の介護従事者の労働災害を減らすため
職場の安全&健康な情報をタイムリーにお届けします



岡山県内で転倒災害が急増！

～特に病院・介護施設での増加が目立つ～

令和5年11月末現在、岡山県内の休業4日以上の労働災害（新型コロナ感染症によるものを除く）は1,941件となっており、前年同時期1,792件と比較して149件の増加となっています。事故の型別でみますと、特に「転倒」が26%を占めています。



転倒災害だけをみると令和5年11月末現在で501件となっていますが、前年同時期403件と比較して98件の大幅増加となっています。

また、過去5年の同時期と比較しても、本年の転倒災害の件数は突出しており、非常に危惧される状況です。（上グラフ参照）



転倒災害が特に増加しているのが「社会福祉施設」です。令和5年11月末現在で82件となっており、昨年同時期比で34件増加となっています。

岡山県の介護現場の労働災害の減少を推進する 岡山+SAFE協議会 構成員

【リーディングカンパニー】(福)天神会、(福)敬友会、(福)旭川荘

【関係団体】(公財)介護労働安定センター・岡山県社会福祉法人経営者協議会・岡山県老人福祉施設協議会・岡山県障害福祉施設等協議会・岡山県訪問介護事業所連絡協議会・(一社)岡山県通所介護事業所協議会・(公社)日本認知症グループホーム協会・(一社)岡山県老人保健施設協会・(一社)日本福祉用具供給協会・(一社)岡山県介護支援専門員協会・(一社)岡山県労働基準協会・(独)労働者健康安全機構岡山産業保健総合支援センター

【スペシャルアドバイザー】JFEスチール株式会社西日本製鉄所(倉敷地区)・(一社)岡山県理学療法士会

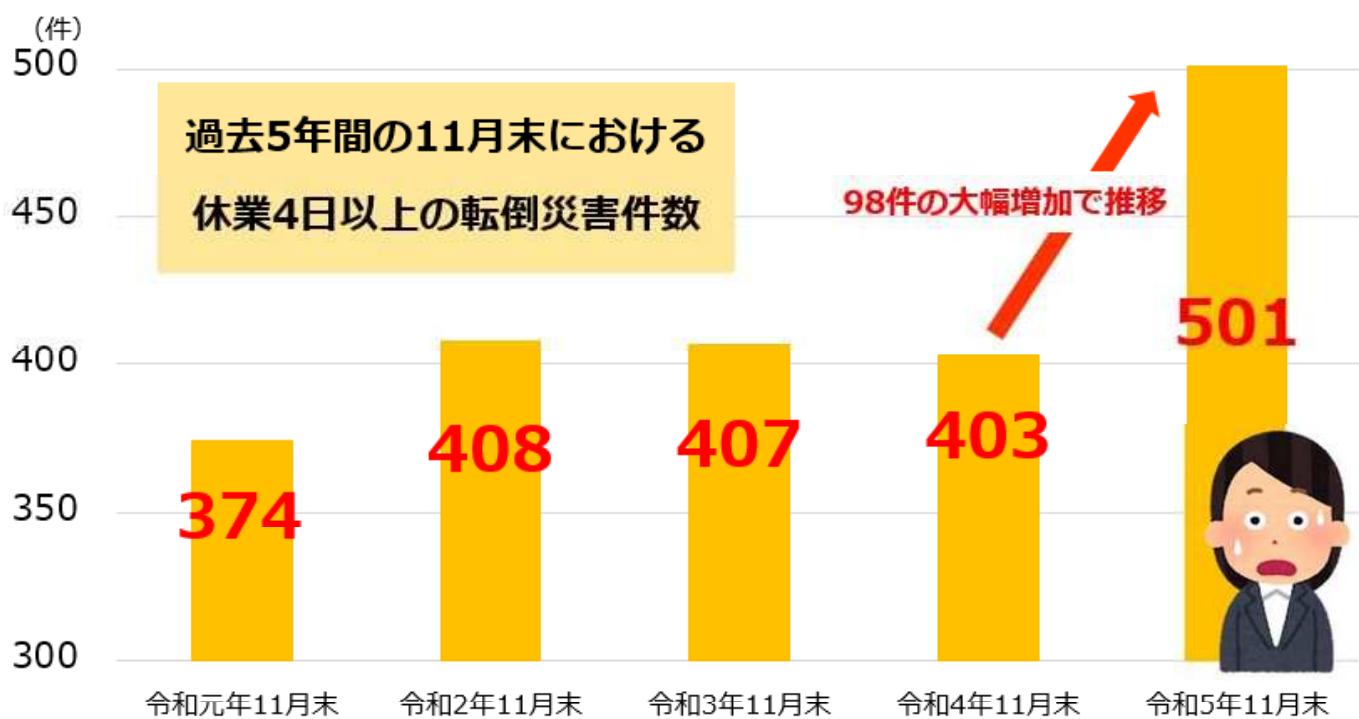
【サポーターカンパニー】アイ・ソネックス(株)・(株)ウェルパートナーズ・ダイヤ工業(株)・日進ゴム(株)・(株)丸五

【地方自治体】岡山県

【事務局】厚生労働省岡山労働局（ご意見・ご要望は 岡山市北区下石井1-4-1（健康安全課 086-225-2013）まで）

事業者・労働者の皆様へ緊急のお知らせ！

職場での 転倒災害 が急増しています



今すぐ転倒災害防止対策を！
転倒防止対策は裏面をチェック！

みんなで

安全職場

人は誰でも転倒します、どこでも転倒します
転倒しない、転倒させない
安全で安心な職場をみんなで築きましょう！

転倒防止はまず職場環境の改善から！

常に3S(整理・整頓・清掃)を徹底しましょう



必要なもの・不要なものを分け、不要な物は処分する(整理)



決められた場所にきちんと片付ける(整頓)

※事前に置く場所を決めましょう



汚れや水濡れなどがない状態にする(清掃)

床面の穴や凹凸、危険な傾斜、滑りやすい床材は補修・改修を検討しましょう



転倒リスクの高い箇所には見える化(掲示)が有効です



作業に合った滑りにくい靴を履きましょう！

靴を選ぶ際には「耐滑性」を確認しましょう



▶安全靴の場合

個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるもの



JIS T 8101 安全靴
CI/S/F1/F1/...



▶プロスニーカーの場合

靴のベロ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるもの

靴本体のベロ裏



適度な運動習慣で転倒しにくい体力づくりを！



一般に加齢とともに身体機能は低下し、転倒リスクが高まります。身体機能の維持・向上のために、日頃から適度な運動を行いましょう。

まずは現在の自分の身体機能をチェックしてみましょう



ロコモ度テスト

